

# 原告団ニュース

2024年7月30日 第20号  
女川原発再稼働差止訴訟原告団  
電話：090-7932-4291（日野）  
Fax：050-7554-1968  
saikadouno@gmail.com

## 7月17日、控訴審結審！判決は11月27日

～仙台高裁は避難計画に正面から向き合った判決を！～



7月17日 第4回口頭弁論

**仙台高裁で勝利判決を得て最高裁へ臨めるようにご支援をお願いします！**

東北電力に対し「住民の被ばくを防ぐことの出来ない避難計画の下での再稼働は許されない」との判決を求めてきた仙台高裁での控訴審が7月17日に結審し、判決期日が11月27日に決まりました。おりしも東北電力は再稼働を11月まで延長することを発表しました。

原発を巡る裁判は、2022年6月17日の最高裁における「福島事故について国の責任はない」との判決に象徴されるように、各地の裁判でも厳しい判決が続いています。が、「避難計画の実効性の有無」を争点にした私たちの裁判は、国民の命、健康にかかわる問題であり、最高裁において徹底した審理がなされなくてはならないと考えています。

す。そのためには、仙台高裁で勝訴して最高裁に臨むことが決定的に重要です。原告団としても呼び掛けられている「8・25女川原発再稼働を問うシンポジウム」、**「9・1 Stop! 女川原発**

## 11月へ延期ではなく、永久に中止を！

### 女川原発2号機、再稼働3度目の延期！

東北電力は、5月27日、女川原発2号機の再稼働について、安全対策工事が完了したとして9月ごろに再稼働すると公表していましたが、7月18日、再稼働を11月に再延期すると発表しました。

その理由は、原子力規制庁による規制検査で、重大事故で原子炉を冷却するための水を送水する可搬型設備保管エリアや経路のそばにある「仮設建築物」の地震による倒壊の影響評価をしていなかったことが指摘されたとして、その撤去に時間が掛かるということでした。東北電力の原子力部長は、「仮設のものについて評価しなればならないと正直に言う」と考えに至っていませんが、

再稼働 宮城県民集会」等、住民運動に積極的に参加し、「再稼働ストップ」の世論を盛り上げへ頑張る決意です。新たに就任した倉澤守春裁判長は、鹿児島島の川内原発の

「仮設建築物」であれば、使用期間や撤去時期は明確になっているはずですが、再稼働に前のめりで、実際の現場の把握（仮設建築物があるという認識）すらなく、安全対策への社内体制、チェックが明らかに杜撰であることを示しました。

原子力規制委員会の新規制基準適合性審査に通った後も追加の対策が求められ、その都度再稼働を延期してきました。7月12日に東北電力本社で開催された「55の住民団体の質問書への回答」での答弁でも、住民からの「6月中予定のシークェンス訓練や大規模損害訓練が遅れていて、核燃料装荷も出来ないでいるが、9月再稼働はできるのか」とい

「設置変更許可処分取消し請求」を認めず却下した裁判長であり、状況は厳しいものがあります。私たちが争点にしている避難計画については正面から向き合ってもらえるように頑張っていると認めます。皆様の更なるご支援をお願い申し上げます。（原告団長 原伸雄）

う問いに対して「しっかりと対応して行く」とこの状況を一ひた隠しにしてみました。「住民の皆様は丁寧な説明を実施していく」というが、文字通り安全対策は口先だけのことばかりでした。住民の安全を守る立場にある宮城県の村井知事は、「作業場の安全を確保し、厳格かつ慎重に作業をすすめてほしい。」と再稼働容認の姿勢です。

再稼働に向けた東北電力の対策は発表されたものだけなのか、隠蔽されているものか。また、益々、不信と不安が増します。延期ではなく、中止、廃炉を求めます！（原告団事務局長 日野正美）

